

令和7年4月24日

## 東串良町職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

### 記

#### 1 職務怠慢及び虚偽報告

- (1) 処分年月日：令和7年4月24日
- (2) 被処分者：主事・30代
- (3) 処分の内容：戒告
- (4) 事案の内容：被処分者は、令和6年度に上司に虚偽の報告を行い、事務処理及び会計処理を適正に行わず、職務を怠ったことにより、町の信用を損ねた。

#### 2 町長コメント

本町職員による今回の職務怠慢及び虚偽報告は、町民の皆様の信頼を損ねるものであり、深くお詫び申し上げます。

改めて、全職員に服務規律の徹底を図り、全力をもって職務に取り組むよう指示をいたしたところでございます。

今後、より一層、職員の綱紀粛正及び服務規律の保持を徹底させるとともに、町民の皆様の信頼回復に全力を注いでまいります所存でございます。